

ふくいナビリニューアルシステム開発業務委託プロポーザル募集要領

公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）は、現行の「ふくいナビ」を、県内企業等が必要な産業支援情報を容易に入手でき、支援センターが安全かつ効率的に情報を発信・管理できる情報プラットフォームとして再構築する。このため、「ふくいナビリニューアルシステム開発業務委託」（以下「本業務」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、必要な事項を本募集要領に定める。

1 委託業務の概要

別紙「ふくいナビリニューアルシステム開発業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託金額等の上限

(1) 初期構築費

3,078,000円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。初期構築費に含む費用の範囲は、仕様書12（1）のとおりとす。

(2) 年間運用費用

令和9年4月1日以降の年間運用費用は、623,000円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限として提案すること。なお、年間運用費用は、本業務の契約金額には含まない。年間運用費用に含む費用の範囲は、仕様書11（3）のとおりとす。

4 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、本業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる資格要件を全て満たしている者であること。なお、共同企業体による参加は認めない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

※同項は、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び一定の暴力団関係者など、地方公共団体が一般競争入札に参加させることができない者を定めた規定である。

(2) 参加資格認定の日において、現に支援センター又は福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 福井県税に滞納がないこと。

(5) 福井県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

(6) 自治体、公的機関又は民間企業等におけるポータルサイト、ウェブメディア又はCMSの構築等に係る同種・類似業務の履行実績を有していること、又は同種・類似業務に従事した実績を有する者を責任者として配置できること。

(7) 適切な情報セキュリティ管理体制及び個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を整備し、安全なシステム開発・運用を行える体制を有していること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 企画提案参加申請書の提出

(1) 企画提案参加申請書の提出

①提出期限	令和8年10月16日（金）17時まで（必着）
②提出方法	電子メールにより、13に記載の提出先へ提出すること。電子メール送信後、電話により到達確認を行うこと。
③提出書類	ア 企画提案参加申請書（様式1） イ 会社概要書（様式2） ウ 県税に滞納がない旨の証明書 エ 会社案内等のパンフレット、ホームページの写し オ 参加資格誓約書（様式3）

(2) 参加資格の認定時期及び通知方法

参加資格の認定結果は、令和8年10月19日（月）までに電子メールにより、申請者あて通知する。

(3) 参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 参加資格の認定を受けられなかった者は、その理由について書面による説明を求めることができる。この場合、令和8年10月21日（水）17時まで（必着）に、説明を求める旨を記載した書面を電子メールにより、13に記載の提出先へ提出すること。

イ 説明を求めたものに対しては令和8年10月22日（木）までに回答する。

6 企画提案書の提出

① 提出期限	令和8年10月26日（月）17時（必着）
② 提出方法	電子メールにより、13に記載の提出先へ提出すること。電子メール送信後、電話により到達確認を行うこと。
③ 提出書類	ア 企画提案書（様式4） イ 要件・提案対比表（様式5） ウ 初期構築費見積書

	エ 年間運用費用見積書（参考見積） オ 実施体制図及び工程計画表 ※各見積書における費用の区分及び対象範囲は、仕様書 12 に定める見積条件によること。 ※年間運用費用見積書は、令和 9 年度以降の運用に要する費用の参考見積として提出するものであり、本業務の契約金額には含まない。
④ 留意点	期日までに書類の提出がない場合は企画提案への参加を辞退したものとみなす。

7 質問及び回答

本募集要領、仕様書、企画提案書その他の配布資料に関し質問がある場合は、質問票（様式 6）に記載のうえ、13 に記載の送信先に電子メールにより提出すること。電子メール送信後、電話により到達確認を行うこと。

（1）受付期限

令和 8 年 10 月 13 日（火）17 時（必着）

（2）回答

質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 15 日（木）までに、支援センターのホームページ（公募案内ページ）に一括して掲載する。なお、質問者の名称は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式 7）を企画提案書の提出期限までに、13 に記載の送信先に電子メールにより提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

9 選定方法

（1）選定委員会の開催

提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、次に掲げる評価基準に従い、ふくいナビリニューアルシステム開発業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

（2）委託先候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を委託先候補者（優先交渉権者）に決定する。

（3）評価基準

ア 評価項目

評価項目及び配点は、次のとおりとする。詳細な評価基準は、別紙「詳細評価基準表」に定める。

①事業者・実施体制・実績

②企画・提案内容

③技術・非機能・公開切替

④令和9年度以降の運用保守・サポート

⑤見積額

イ 評価方法

別紙「詳細評価基準表」に定める20項目について、見積額以外の項目について、各項目を以下のS、A、B、C、D及びEの6段階で評価する。見積額に係る項目は、同表に定める方法により採点する。

S（5点）：要求水準を上回る内容があり、具体性、実現性及び有効性が特に高い

A（4点）：要求水準を満たし、具体性、実現性及び有効性が高い

B（3点）：要求水準を満たした標準的な提案となっている

C（2点）：要求水準をおおむね満たしているが、一部に不足又は不明確な点がある

D（1点）：提案内容が不十分又は具体性に欠け、業務遂行に相当の懸念がある

E（0点）：記載がない、又は要求水準を満たしていない

ウ 選定基準

総合得点が6割未満の場合は、選定の対象外とする。また、仕様書に定める必須要件又はこれと同等以上の要求水準を満たさないことが明らかな提案は、総合得点にかかわらず選定の対象外とする。

（4）実施日時

令和8年10月29日（木）実施予定（時間は別途通知する）

（5）実施場所

別途通知する。

（6）選定結果の通知

審査結果は、10月30日（金）に通知する（予定）。

採否にかかわらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

10 契約について

委託先候補者は、支援センターとの協議が調った後、支援センターが指定する期日までに改めて見積書を提出する。支援センターは、その内容を精査のうえ、随意契約により契約を締結する。契約金額は、当該見積書に記載された初期構築費（税抜）に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

（1）委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

（2）契約書・契約保証金等

契約書（案）及び個人情報取扱特記事項は、別添のとおりとする。その他、支援センターの会計規程及び関係法令等の定めるところによる。

（3）選定結果の取消し

次のいずれかに該当する場合は、選定結果を取り消すことがある。

ア 委託先候補者が、契約の締結に応じないとき

イ 委託先候補者の財政状況の悪化等により、業務の履行が確実にないおそれがあるとき

ウ その他、委託先候補者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能又は不適当となるような事情が生じたとき

1 1 再委託について

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ支援センターの書面による承認を受けること。

1 2 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出のための費用については、提案者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案の内容は、支援センターと委託先候補者との協議により、本業務の目的及び要求水準を損なわない範囲で変更する場合がある。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 2案以上の企画提案を行った場合は、失格とする。また、法令違反その他本業務の実施に関して著しく不適当な事実がある場合は、失格とすることがある。
- (5) 提出された書類は、法令、規程等に基づく情報公開の対象となる場合があることを承知のうえ、応募すること。

1 3 書類の提出先及び問い合わせ先

本募集要領に基づく書類は、各項に定める提出期限までに、電子メールにより次の提出先へ提出すること。郵送又は持参による提出は受け付けない。

公益財団法人ふくい産業支援センター ベンチャー・DX推進部 担当：大木

電子メールアドレス：it-g@fisc.jp

電話番号：0776-67-7420